

函館管内において2週連続での深夜の特別街頭検査を実施

自動車技術総合機構北海道検査部函館事務所は、北海道警察及び北海道運輸局函館運輸支局と連携し、24日の金堀町での実施に続き、大手町においても夜間の特別街頭検査を実施しました。

今回の検査では11台の車両を検査し、回転部分の突出、騒音基準値の超過、最低地上高の不足等の不正改造があった5台に対し、道路運送車両法に基づき、函館運輸支局から整備命令書を交付しました。

整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局で車両の確認を受けることとなります。

今後も各関係機関と連携し、不正改造車の排除に取り組んで参ります。

【実施結果の詳細】

1. 実施日時 令和6年8月31日（土） 21時00分～23時30分
2. 実施場所 函館市大手町5番38号付近
3. 実施結果 検査台数：11台（内二輪車1台）
整備命令：5台（内二輪車0台）

※主な不適合箇所 回転部分の突出、騒音基準値超過、最低地上高の不足 等



【問い合わせ先】

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル 4階

独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課

電話：03-5363-3441（代表）

FAX：03-5363-3347